**月　給　者　報　告　書**

１　次の休業期間は賃金を支払っておりません。

　　　　　自　　　平成・令和　　　　年　　　　月　　　　日

日間

至　　　平成・令和　　　　年　　　　月　　　　日

２　上記１の休業期間の賃金控除の方法（控除の計算方法）

３　上記１の休業期間について、賃金を支払っていない理由

* 就業規則・賃金規定・労働協約等により、規定しているから。

（抜粋）

* 規則等は無いが、業務(通勤)災害のため、労災保険へ休業請求するから。
* その他

４　上記１以降の休業期間についても、上記２及び３のとおりです。

令和　　　年　　　月　　　日

事業場名称

事業主氏名

　　　労働基準監督署長　殿

※２回目以降（継続分）の請求については提出不要です。